

公示番号：19a01076

国名：ケニア国

担当部署：人間開発部 保健第一グループ保健第一チーム

案件名：保健システムマネジメント情報収集・確認調査（保健システム）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：保健システム
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月下旬から2020年3月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50 M/M、現地 0.50 M/M、合計 1.00 M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	15日	7日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着) 提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)  
([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf))  
をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月24日 (金) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

類似業務	保健政策・保健財政分野の各種調査等業務
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

## 6. 業務の背景

(1) 保健セクターにおける分権化の影響

ケニア政府は、2008年に定めたケニア国家開発計画において2030年までに「質の高い保健医療サービスを公平かつ負担可能な費用で全国民に提供する」ことを目指し、同計画の第三次中期計画2018年～2023年において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を四つの重点政策の一つに掲げている。その実施にあたり、保健サービス提供体制は2013年の地方分権化以降、中央保健省が政策・ガイドライン等の策定、国家リファラル病院の管理、カウンティの能力強化を担い、カウンティ政府がサービス提供を担うものと規定された。政府保健予算の6割がカウンティに移管され、予算使途の決定権限はカウンティ政府に委ねられる中、質の高い保健サービスの提供のためには保健サービスを統括・指導する立場にあるカウンティ保健マネジメントチーム（CHMT）の能力強化が急務とされている。

こうした状況を受けて、JICAは、2014年～2019年に技術協力プロジェクト「地方分権化におけるカウンティ保健システム・マネジメント強化プロジェクト（OCCADEP）」を実施した。同プロジェクトでは、パートナーカウンティのキリニャガ及びケリチョーのカウンティ保健マネジメントチーム（CHMT）を対象に活動計画・予算計画・評価の一連の流れに関連性・繋がりを持たせるべく、カウンティ政府での適用が財務省から義務付けられている中期支出枠組み（MTEF）に基づいて、カウンティの年間活動計画（AWP）・年次業績評価（APR）の策定・実施を支援した。また、この過程を補助するカレンダー・ツール・ハンドブック・プロセスガイド等を開発し、MTEF/AWP サイクルの実施から得た知見と教訓とともに、ケニア保健省のウェブサイトでの発信、各種会合での紹介、他カウンティへの研修・スタディーツアーを通じて、他カウンティへの普及を図った。カウンティ内の保健医療施設のニーズを組み込んだAWP・APRの策定を通じて、パートナーカウンティのCHMTでは、活動計画と予算の繋がり、支出項目別予算（Line-item budgeting）とプログラム毎の予算（Program-based budgeting）の関係についての理解が深まった。

同プロジェクト終盤には、パートナーカウンティで育成されたトレーナーに加え、保健省に派遣中の個別専門家UHCアドバイザーや世界銀行等と連携し、パートナーカウンティ以外の4カウンティ（ニエリ、キスム、マチャコス、ミゴリ）のCHMTに対してプロジェクトで開発されたツールの導入研修を行った。具体的には、世界銀行

が各カウンティに資金援助を行うプロジェクト、Transforming Health Systems for Universal Health Care (THS-UC) プロジェクト<sup>1</sup>から各カウンティに配賦される2018/19年度予算の管理を事例として、活動・予算計画、支出実績をプロジェクトで開発されたMTEF マネージメントツールに入力するといった実践的な研修を行った。同研修を通じて、参加者は予算執行率の分析から活動実施のボトルネックを特定したほか、指標と活動の連動について理解を深めた。この結果、参加者からカウンティ保健予算全体の管理に導入するための支援が求められている。

国全体における公共財政管理の課題としては、中央からカウンティへの予算配賦やカウンティ内での保健セクターへの予算配賦の遅滞、計画額と配賦額の乖離、カウンティ政府内における支出情報へのアクセスの制約、保健省によるAWP/APR テンプレートの配布の遅滞、テンプレートの大幅な改訂等が生じており、改善が必要とされる。

## (2) UHC 達成に向けた施策

ケニア政府は、UHC を四つの重点経済政策の一つに掲げて施策を進め、6層に区分される保健施設のうち下から2、3番目の区分に相当する薬局(L2)・保健センター(L3)のユーザーフィーの無料化や産科無償サービス等を実施している。2018年12月からは、4カウンティの全住民を対象に上から2、3番目の区分に相当するカウンティ病院(L5)・サブカウンティ病院(L4)で提供される医療サービスを含む、特定の基礎的な保健医療サービスの無償化及びそのための保健システム強化を行うUHCパイロット事業が実施されている。同パイロット開始から約1年が経過し、2020年に他43カウンティへの展開に向けて、カウンティへ効率的に予算を配分するための条件付き補助金「UHC Fund」の設置を検討する等の動きがあるものの未だ全国展開の方法については流動的な状況である。加えて、リファレル強化のため、カウンティ病院(L5)・サブカウンティ病院(L4)の役割を見直すことを目的とした「Primary Health Care Network Strategy (PHC Network Strategy)」が検討されており、保健システム体制が大きく変化する可能性がある。

本調査は、(1)で上述したOCCADEPの成果を活用すべくカウンティを対象としたフォローアップを実施し、UHCパイロット事業における資金配分・支出報告における課題を把握するとともに、(2)に記載のケニア政府のUHC及び保健サービス提供体制に係る最新政策を確認することで、保健セクターの新規案件検討に必要な情報収集・分析及び技術支援を行うことを目的とする。

---

<sup>1</sup> 世界銀行が2016年より実施する同プロジェクトは、性と生殖に関する健康と母子保健(RMNCAH)を中心としたプライマリー・ヘルス・ケアの改善を目的とし、全47カウンティに資金援助を行うもの。カウンティへの資金は、財務省から財政管理情報管理統合システム(IFMIS)を使用して、カウンティ政府口座(CRF)を経由しカウンティ保健セクター用に開設させた特別口座(SPA)を通じて保健活動に資金を提供している。その中で、活動・予算の優先順位付けを行っているかをチェックするツールとして、プロジェクト資金送金においては、AWPの提出と世銀による承認を条件とし、活動及び予算計画の適切な管理を促している。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、保健システム分野に係る調査団員として、担当分野に関する調査を行う。また、本業務の現地業務期間中に、行財政運営/MTEF サイクル強化にかかるコンサルタントが別途ケニア国に派遣される予定である。本コンサルタントは同団員と協働して業務を遂行し結果を取りまとめる。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2020年1月下旬）

- ①既存の文献、報告書等をレビューし、現状・課題を分析する。
- ②上記の文献調査で得た情報を基に、以下の資料を含むワークプラン（英文）を作成する。
  - ア) 調査計画案（調査項目・内容、調査対象者等）
- ③質問票案（英文）を作成する。

### (2) 現地派遣期間（2020年2月初旬～2月中旬）

- ①JICA ケニア事務所との打合せに参加する。
- ②上記（1）①で収集した情報をもとに、以下の情報・資料を収集し、質問票を回収しつつ現状を把握する。
  - ア) 「Kenya Health Sector Strategic and Investment Plan (KHSSP) 2018-2022」の分析  
KHSSP をもとに、UHC 達成に向けた優先課題（特にカウンティレベル）の把握及び各課題の担当部局へのヒアリングを行い、分析結果をとりまとめる。
  - イ) 2018年12月に開始されたUHCパイロット事業での資金配分・支出報告における課題の把握  
保健省の保健財政担当者、保健省に派遣されているJICAのUHCアドバイザーへのヒアリング結果を取り纏める。
  - ウ) カウンティへの資金配分の方法検討に関する情報収集  
・条件付き補助金（Conditional grant）の一つとして「UHC Fund」の設置を検討する流れがあることを受けて、保健省の保健財政担当者、JICAのUHCアドバイザー、WHO等へ調査時点での情報収集を行う。  
・Multi-Donor Trust Fund が作成支援したカウンティ保健サービス基金法案の雛型に関する情報収集を行う。
  - エ) PHC Network Strategy に係る情報収集  
PHC Network Strategy のレビューに加え、PHCの担当部局である保健省のDivision of Family Health、当該分野での支援を実施予定の世界銀行へのヒアリングを通じて、調査時点での議論の状況を取りまとめる。
  - オ) カウンティ病院（L5）・サブカウンティ病院（L4）における予算・活動計画策定、支出報告に関する概観整理  
今後のPHC Networkの議論の進展によるところが大きいものの、もしサブカウンティ病院（L4）が薬局（L2）・保健センター（L3）の統括的役割を規定されることになった場合、サブカウンティ病院（L4）での能力強化が必要と

なる可能性が考えられる。また、カウンティ保健予算においてカウンティ病院（L5）・サブカウンティ病院（L4）は一定程度の規模を占める。これらを踏まえ、技術協力 OCCADEP のパートナーカウンティであったケリチョーまたはキリニャガカウンティの協力を得て、CHMT とカウンティ病院（L5）・サブカウンティ病院（L4）のガバナンス、カウンティ病院（L5）・サブカウンティ病院（L4）における予算・活動計画策定、支出報告について概観を整理する。

③担当分野に係る現地調査結果を JICA ケニア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2020年2月下旬）

① 調査結果について、担当分野に係る報告書案（和文・英文）に取りまとめる。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務結果報告書（電子データ）

担当分野に係る報告書（案）（和文・英文）に収集資料及び調査対象者リスト及び調査議事録（現地調査で調査を実施した機関・担当者リストを含む）を添付のうえ、2020年3月2日（月）までに電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませぬ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田・羽田（日本）ードバイ/ドーハ/アブダビー ナイロビを標準経路とします。

## 10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2020年2月2日～2月16日を予定しています。

同時期に派遣される行財政運営/MTEF サイクル強化担当（別途契約予定のコンサルタント）と連携して業務を遂行してください。

② 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

あり（ただし現地日程に応じて変更がある場合は各自調整）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

なし。本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則コンサルタントが行うことを前提とするが、調査開始時において、JICAケニア事務所は、保健省及びその他の関係諸機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行う。コンサルタントは、このために必要な情報やレター案を、JICA人間開発部及びケニア事務所に提供すること。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ第一チーム（電話 03-5226-8363）にて配布します。

- OCCADEP 業務完了報告書
- MTEF Process Guide
- AWP Handbook for Level 2&3 Health Facilities
- MTEF training reports in Machakos, Migori, Nyeri, Kisumu
- THS-UCP Disclosable-Restructuring-Paper-P152394
- Kenya Primary Health Care Strategic Framework 2019-2023 (Draft)
- Kenya Health Sector Strategic Plan (KHSSP) July 2019-June 2022 (案)
- Reproductive Maternal Newborn Child Adolescent Health Technical Assistance Multi-Donor Trust Fund (RMNCAH TA MDTF) Annual Report 2018-2019

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配付を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- 本文：以下の同意文を含めてください。「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上